

令和4年度 第1回
さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会

次 第

日時：令和4年7月27日（水）

10時00分～11時30分（予定）

於：WEB会議（浦和区保健センター5階大会議室）

1 開 会

2 議 事

- （1）さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について
- （2）さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定概要について

3 その他

4 閉 会

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1
- ・ 資料2
- ・ 参考資料 さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
委員名簿

(令和4年7月27日現在)

No.	役職	氏名	団体名	出欠
1		井原 弘美	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	○
2		大麻 みゆき	特定非営利活動法人ケアハンズ	○
3		大木 洵人	市民公募委員	○
4		小野寺 信夫	市民公募委員	○
5	会長	梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター	○
6		岸田 誠	さいたま市薬剤師会	○
7		播磨 高志	埼玉県福祉部高齢者福祉課	×
8		小谷野 俊啓	さいたま市歯科医師会	×
9		関根 隆俊	さいたま市老人クラブ連合会	○
10		田中 孝之	さいたま市自治会連合会	○
11	職務代理	萩原 淳子	さいたま市老人福祉施設協議会	×
12		保坂 由枝	さいたま市介護支援専門員協会	○
13		依田 博之	市民公募委員	○
14		若杉 直俊	さいたま市4医師会連絡協議会	×

(全14名、敬称略)

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

資料1

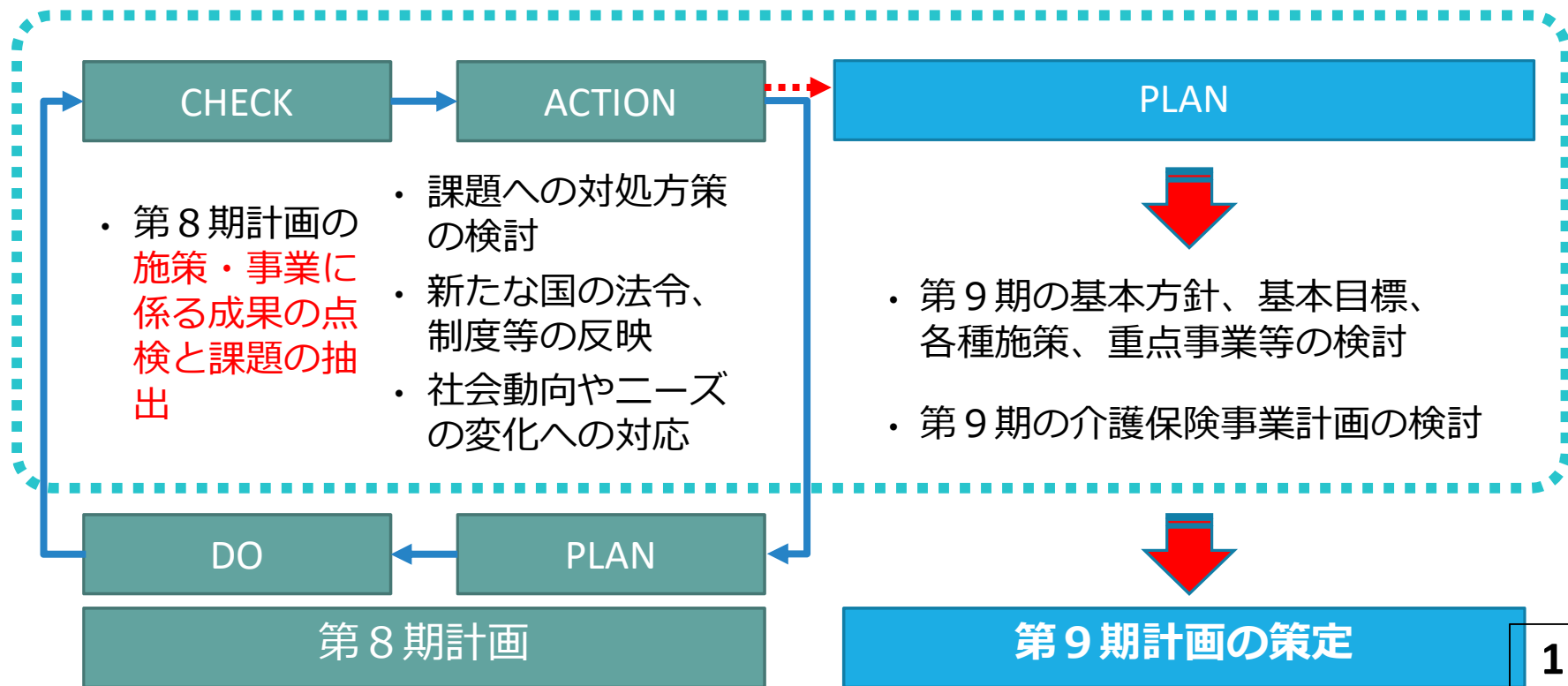
さいたま市 第8期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 令和3年度の実施状況について

保健福祉局 長寿応援部
高齢福祉課
いきいき長寿推進課
介護保険課

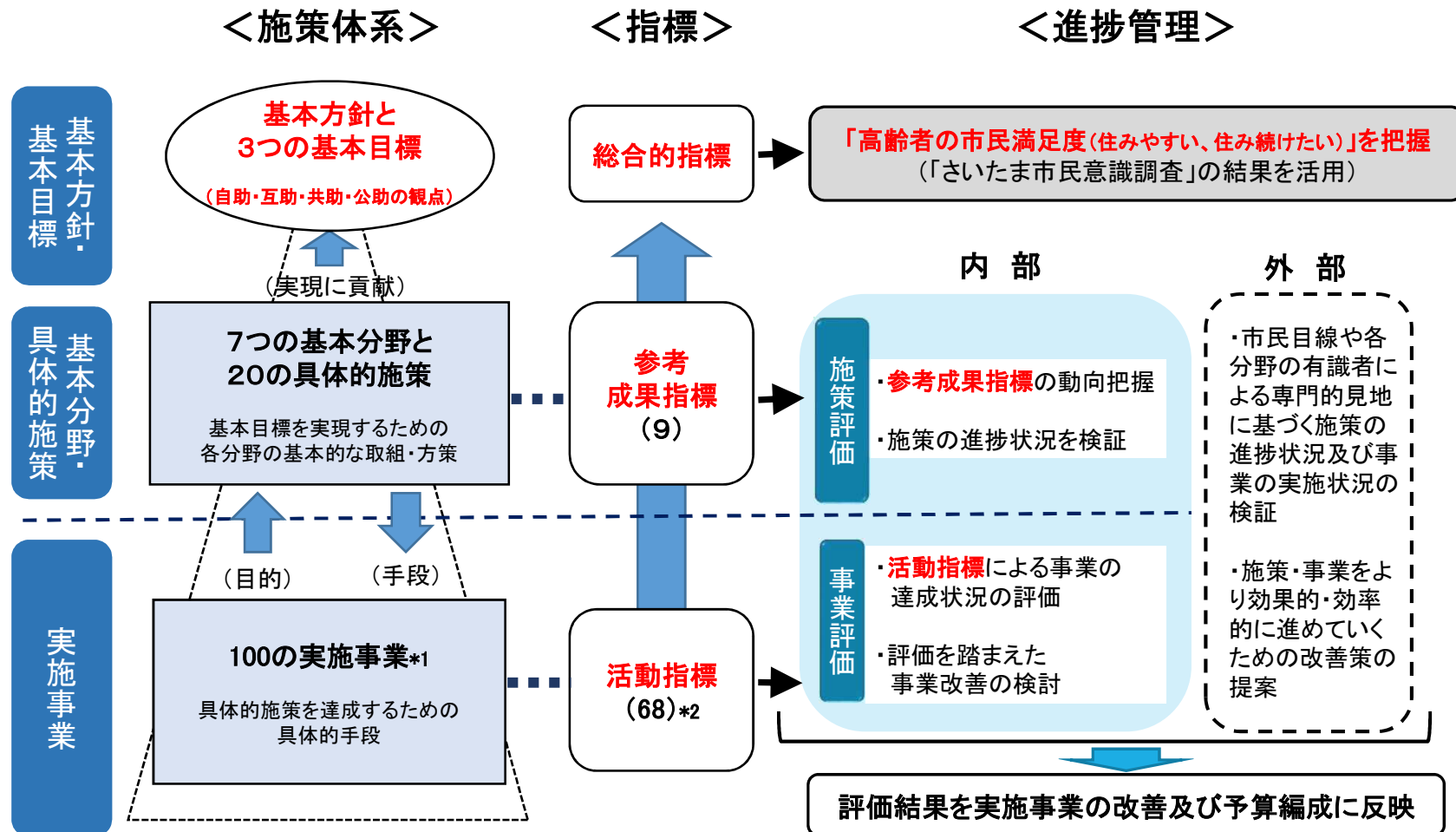
計画の進捗管理(PDCA)

- 毎年度、事業の実施状況と「活動指標」を把握し、個々の「事業レベル」の進捗状況を確認。
- 加えて、9つの「参考成果指標」を把握し、「施策レベル」での進捗(評価)を確認。
- 同時に、進捗管理の結果を「高齢者福祉専門分科会」に報告するとともに、必要に応じて、指標や事業の実施方法の見直し等についてご意見を伺い、第9期の計画の検討に反映。
- これらの内容は、市ホームページ等を通じて、市民に情報提供する。



進捗管理の体系

- 毎年度の計画の進捗管理(PDCA)においては、68の「活動指標(事業レベル)」及び9つの「参考成果指標(施策レベル)」の活用に加え、総合的な指標として「高齢者の市民満足度」を把握。
(「さいたま市民意識調査」の結果を活用)



*1 再掲事業(5事業)を含めると実施事業数は105
*2 再掲活動指標(5指標)を含めると活動指標数は73

進捗管理の具体的方法(施策評価・事業評価)

- 本計画の進捗管理(PDCA)においては、68の「活動指標(事業レベル)」及び9つの「参考成果指標(施策レベル)」を活用。
- まずは毎年度「事業評価シート」による「事業のPDCA」(事業評価)を実施。
- 加えて「事業評価」の結果に「参考成果指標」の動向を加味した「施策評価シート」の作成により施策の進捗を確認。
- 上記進捗管理については、本市の最上位計画である「総合振興計画実施計画」(R3~R7年度)の進行管理手法に倣うものとする。

<事業評価シート>

進捗管理の具体的な方法(事業評価シート)

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	実施回数	実施人数	実施費用	実施効果
1-2-1-1	セカンドライフ支援センター(9-26)の運営	2023年度

Check(評価)

項目	評価内容	評価結果
計画
実施
評価

<施策評価シート>

進捗管理の具体的な方法(施策評価シート)

施策名	施策内容	実施期間	実施場所	実施回数	実施人数	実施費用	実施効果
1-2-1-1	セカンドライフの充実	2023年度

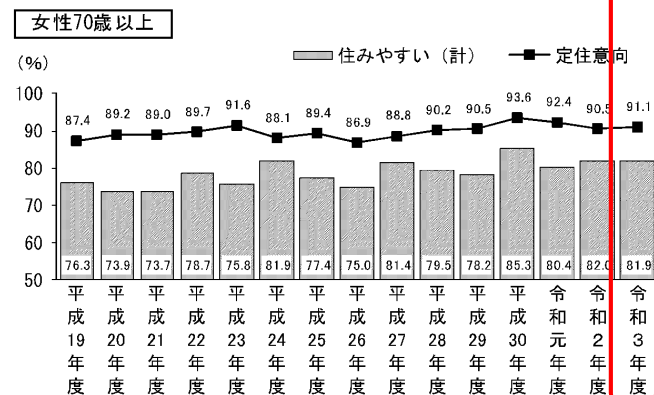
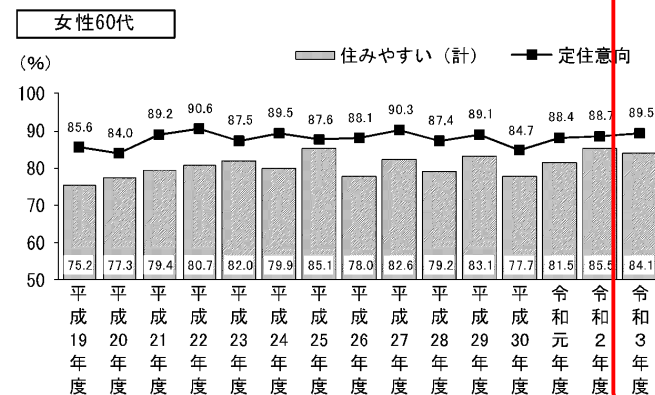
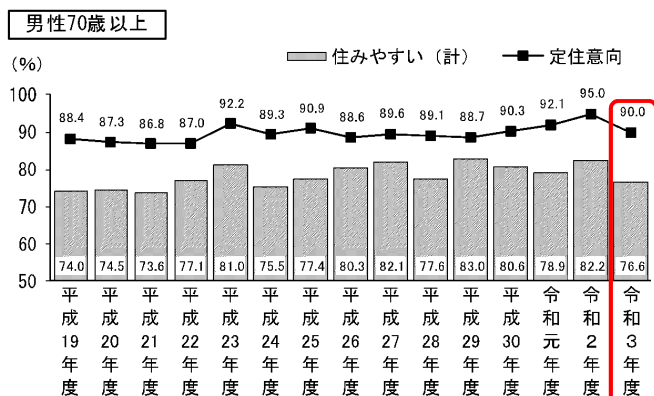
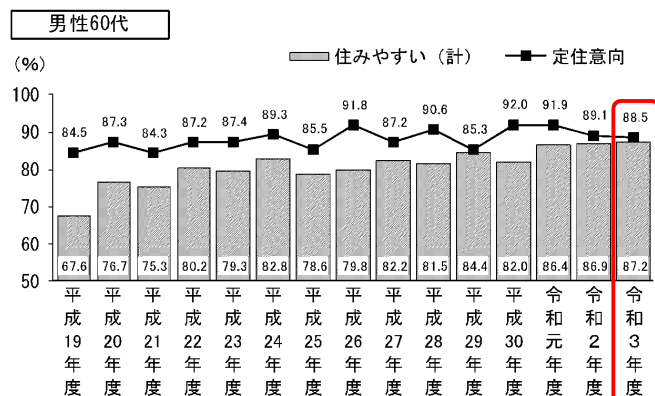
参考成果指標の動向

指標名	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1-2-1-1

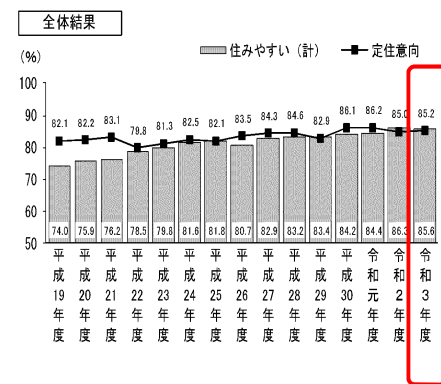
総合的指標 さいたま市民意識調査結果 「高齢者(70歳以上)の市民満足度(住みやすい、住み続けたい)」の把握

- 本計画の進捗管理(PDCA)における総合的な指標として「**高齢者(70歳以上)の市民満足度**」を把握。
- 70歳以上の市内在住高齢者のうち、**男性の概ね7割、女性の概ね8割が「住みやすい」と回答、男性・女性の概ね9割が「住み続けたい」と回答**(令和3年度)。

<住みやすさと定住意向の推移(性・年代別)>



<同全体結果(参考)>



<回答者の基本構成(参考)>

(2) 年代

属性	回答者数	比率	市全体の人口比率
18~19歳	37	1.4%	2.3%
20代	229	8.7	13.6
30代	347	13.1	15.1
40代	527	19.9	18.5
50代	504	19.1	16.9
60代	460	17.4	12.2
70歳以上	502	19.0	21.4
無回答	36	1.4	-
全体	2,642	100.0	100.0

(出典) 令和3年度さいたま市民意識調査報告書(さいたま市広聴課)

参考成果指標の動向把握

- 本計画の基本分野・施策における以下の参考成果指標について、令和3年度の実績値を把握。
- 介護認定率(No.4~6)については、65歳以上全体で増加、75歳から79歳までで減少、介護認定者の内、維持・軽度化した割合は増加となっている。

No.	参考成果指標	関連する基本分野	基準値	実績値 R3年度	実績値 R4年度	実績値 R5年度
1	主観的幸福度	①~⑥	7.2点/10点 (R1年度)	-	-	-
2	社会参加状況	①~③⑥	73.0% (R1年度)	-	-	-
3	主観的健康度	①③	80.8% (R1年度)	-	-	-
4	介護認定率(65歳以上)	①②⑦	17.4% (R1年度)	▼18.0%	-	-
5	介護認定率(75歳~79歳)	①②⑦	12.5% (R1年度)	△12.1%	-	-
6	介護認定者の維持・軽度化した割合	①②⑦	76.6% (R1年度)	△82.9%	-	-
7	健康寿命	①②⑦	男性17.74年 女性20.50年 (H30年度)	△17.83年 △20.62年 (R1年度)	-	-
8	地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合	②~⑤	54.3% (R2年度)	▼52.5%	-	-
9	「学習機会を得ている」と感じる市民の割合	②	48.4% (R2年度)	▼47.8%	-	-
10	「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合	②	24.6% (R2年度)	▼22.9%	-	-
11	市民の就業率	①②	60.1% (R2年度)	▼59.3%	-	-

令和3年度の実施状況の確認方法

- ① 事業全体（活動指標を設定しない事業を含む全105事業 *再掲5事業を含む）
- ② 3つの「重点施策」
- ③ 7つの「基本分野」別
- ④ 7つの「基本分野」の内訳（施策）別 の実施状況を順に確認

■ 第8期計画における7つの「基本分野」及び3つの「重点施策」

基本分野

- ① 健康の維持と介護予防を進めます
- ② 高齢者が活躍できる場を確保します
- ③ 地域で幅広く高齢者の生活を支援します
- ④ 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します
- ⑤ 誰もが安心して暮らせる環境を整備します
- ⑥ 介護サービス等の充実を図ります
- ⑦ 医療と介護の連携を強化します

重点施策

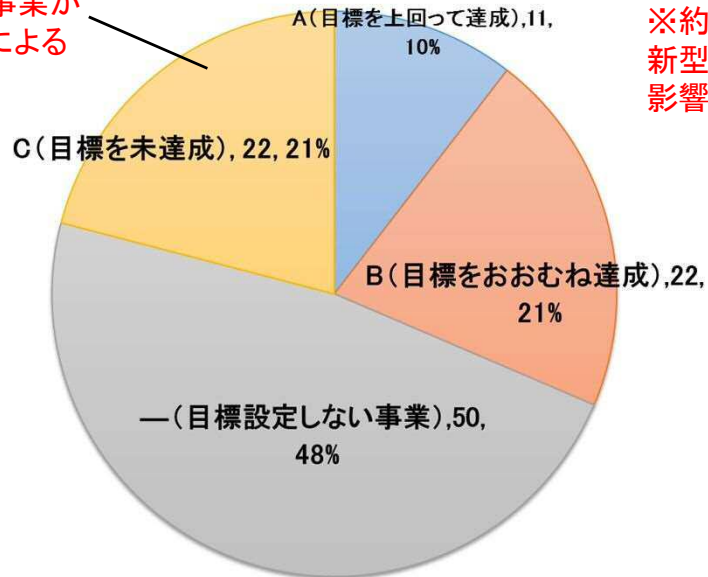
1. 介護予防・重度化防止の推進
2. セカンドライフの充実
3. 地域の支え合いによる生活支援の体制整備

第8期計画の実施状況①②(事業全体・重点施策全体)

- **事業全体**では、「A:目標を上回って達成」「B:目標をおおむね達成」「ー:目標を設定しない事業」を合わせた約8割の事業が予定通りに実施された。
- **3つの重点施策全体**では、「A:目標を上回って達成」「B:目標をおおむね達成」「ー:目標を設定しない事業」を合わせた約7割の事業が予定通りに実施された。
- 「C:目標を未達成」となった22事業の内、約8割の事業が新型コロナウイルス感染症による影響を受けた。

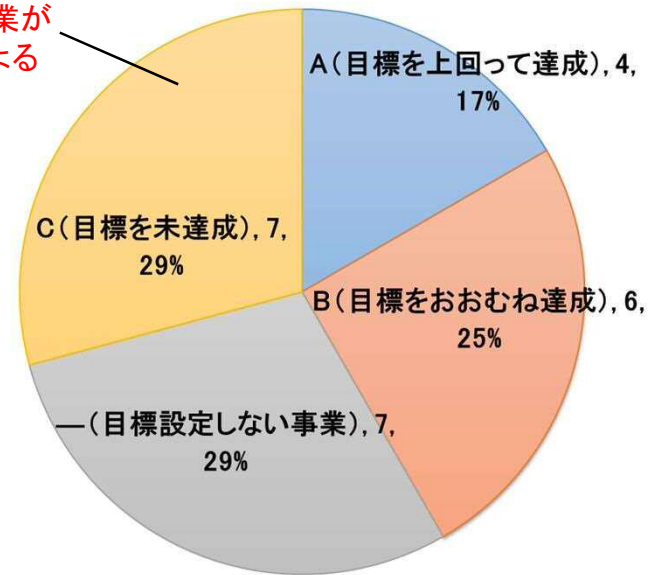
① 事業全体(105事業)

※約8割の事業が
新型コロナによる
影響あり



② 重点施策全体(24事業)

※約7割の事業が
新型コロナによる
影響あり

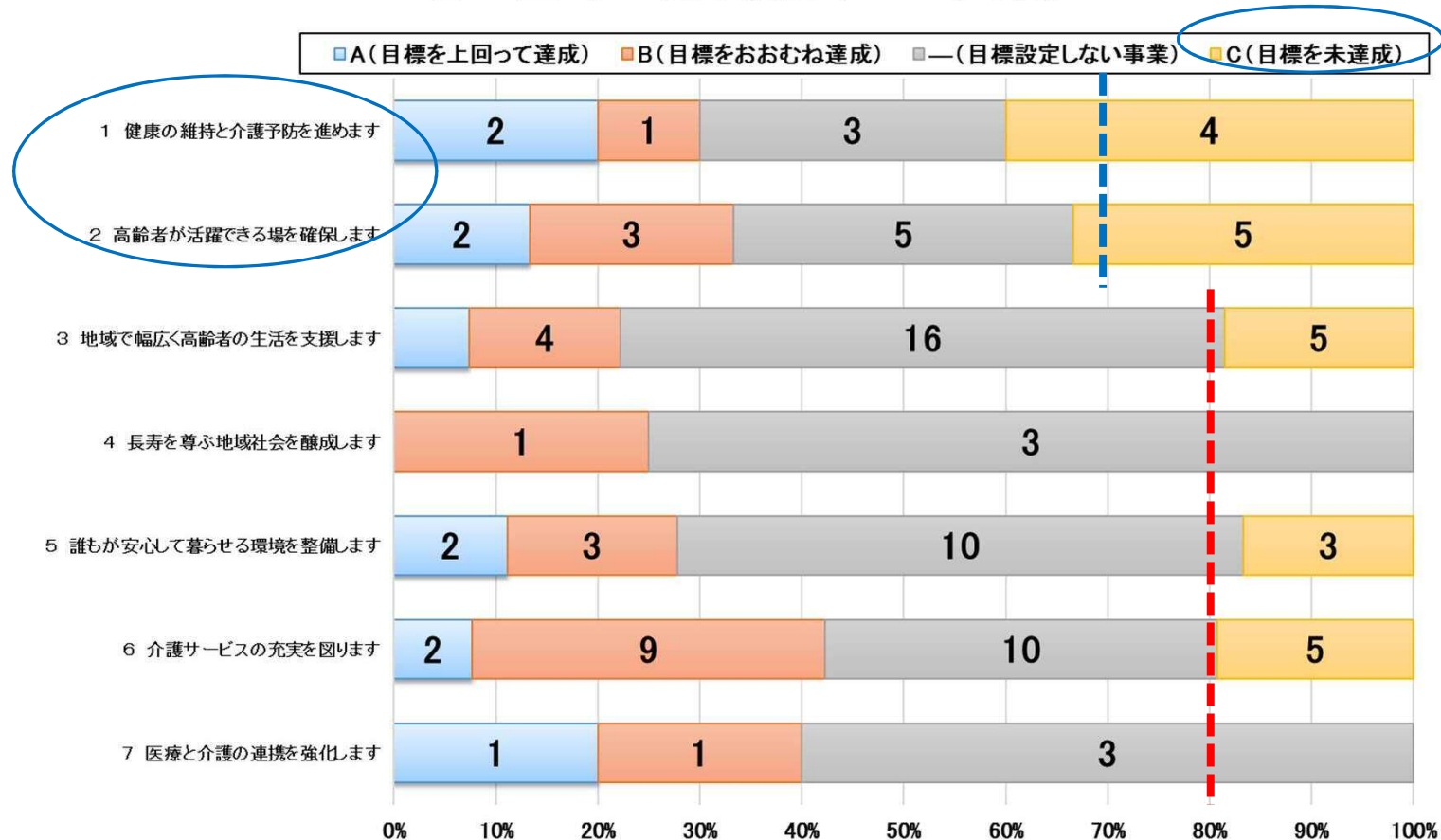


(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

第8期計画の実施状況③(基本7分野別)

- 7つの基本分野別では、分野3(生活支援)から分野7(医療介護連携)までの5分野で、**8割以上の事業が予定通りに実施**された。
- 一方で、**分野1(健康・介護予防)及び分野2(高齢者の活躍)**では、**予定通り実施された事業が7割以下**となっており、新型コロナウイルスの影響により比較的事業の遅れがみられた。

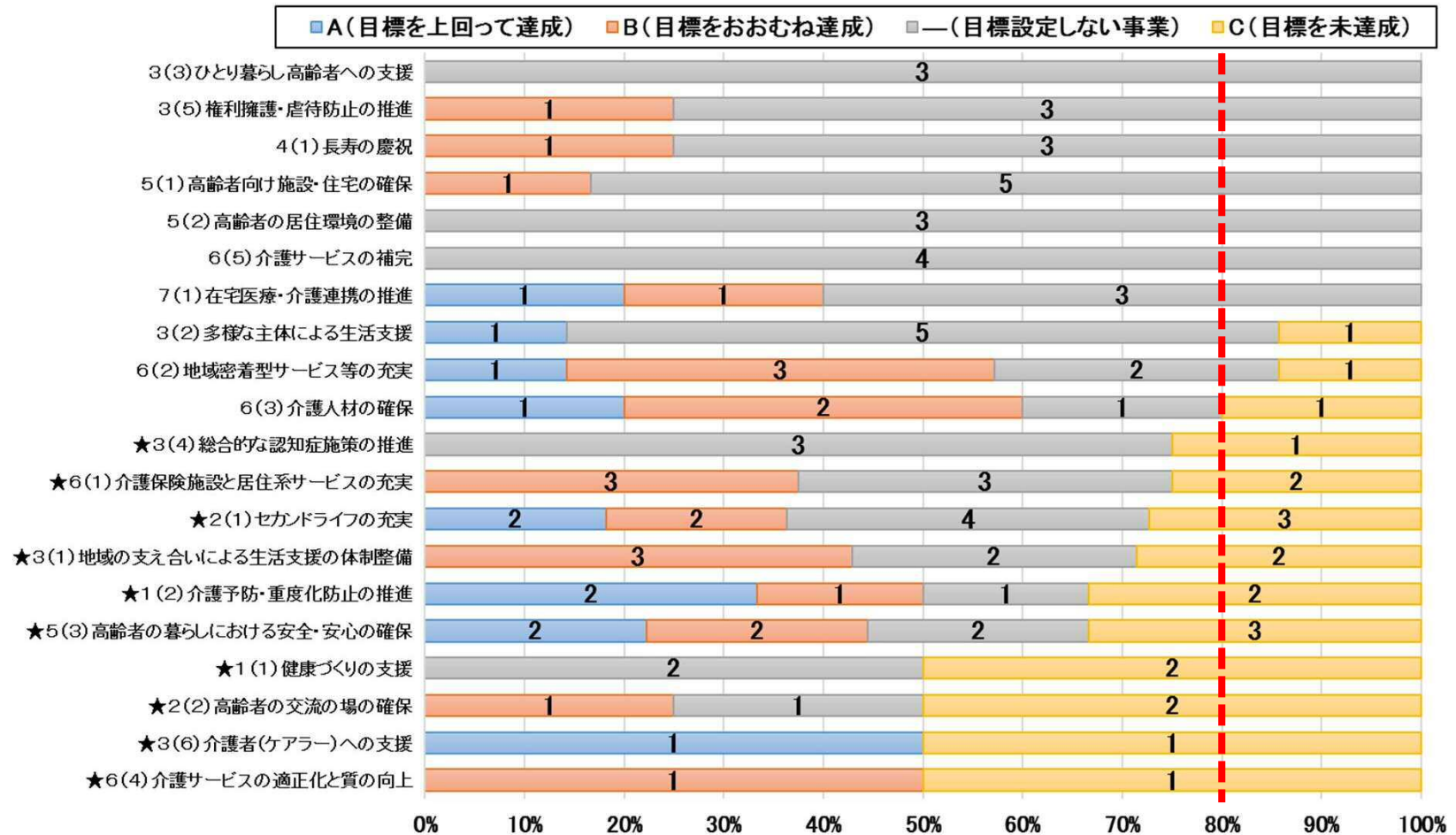
③ 基本7分野別(105事業)



第8期計画の実施状況④(施策別)

- 基本分野の内訳(20の施策)別に分析すると、「C(目標を未達成)」の事業が2割以上を占める(達成率が8割未満の)施策は以下、「★」の10施策となった。

④ 施策別(20施策、達成率順)



(参考) 主な事業の令和3年度の計画と実績

基本分野	事業名	活動指標	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標・実績	評価
分野1	(2)-① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	①事業実施日常生活圏域数	計画	14圏域	B	18圏域	-	22圏域	-
			実績	14圏域		-		-	
		②保健指導等の参加率	計画	10%	A	12.5%	-	15.0%	-
			実績	15.7%		-		-	
		③保健指導の参加者のうち、生活習慣を改善する意欲のある人の割合	計画	60%	B	65%	-	70%	-
			実績	64%		-		-	
		④通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	82%	A	82%	-	82%	-
			実績	99%		-		-	
	(2)-③ 介護予防に関する教室や講座の実施	通いの場への高齢者の参加者数	計画	6,800人	C コロナ	7,800人	-	9,000人	-
			実績	5,710人		-		-	
(2)-④ 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	計画	41%	A	43%	-	45%	-	
		実績	54%		-		-		
分野2	(1)-① セカンドライフ支援センター(リ・とらいふ)の運営	相談件数	計画	1,260件	B	1,290件	-	1,320件	-
			実績	1,214件		-		-	
	(1)-② 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援	①シルバーポイント(長寿応援ポイント)登録者数	計画	40,000人	C コロナ	41,000人	-	42,000人	-
			実績	38,675人		-		-	
		②アクティブチケット新規交付者数	計画	6,900人	C コロナ	7,200人	-	7,500人	-
			実績	2,266人		-		-	
	③シルバー元気応援ショップ協賛店舗増加数	計画	60店	A	60店	-	60店	-	
		実績	73店		-		-		
	(1)-③ 高齢者によるボランティア活動の支援	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)登録者数	計画	11,200人	C コロナ	11,500人	-	11,800人	-
			実績	10,676人		-		-	
	(1)-⑤ シニアユニバーシティの運営等	講座参加者が講座内容について「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	78%	A	81%	-	84%	-
			実績	94%		-		-	
(2)-④ 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営	東楽園再整備の進捗度	計画	建築実施設計着手	B	造成工事・建築工事着手	-	造成工事完了	-	
		実績	建築実施設計着手		-		-		

(備考) ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

(参考) 主な事業の令和3年度の計画と実績

基本分野	事業名	活動指標	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標・実績	評価
分野3	(1)-① 地域包括支援センターの機能強化等	地域包括支援センターの認知度	計画	56%	B	58%	-	60%	-
			実績	56%		-	-	-	
	(2)-① 見守り活動の推進	高齢者見守りの活動者数	計画	4,000人	A	4,080人	-	4,150人	-
			実績	4,426人		-	-	-	
	(2)-② 高齢者によるボランティア活動の支援 <再掲>	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)登録者数	計画	11,200人	C コロナ	11,500人	-	11,800人	-
			実績	10,676人		-	-	-	
	(4)-① 認知症に対する正しい理解の普及	①認知症サポーターの養成数	計画	8,800人	C コロナ	8,900人	-	9,000人	-
			実績	2,727人		-	-	-	
②認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合		計画	82%	A	84%	-	86%	-	
		実績	92.8%		-	-	-		
分野5	(1)-① 有料老人ホームの指導・監督	立入検査数	計画	45 件	B	45 件	-	45 件	-
			実績	45 件		-	-	-	
分野6	(1)-⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	計画	78%	A	81%	-	84%	-
			実績	99.8%		-	-	-	
	(3)-③ 処遇改善加算取得の促進	介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業所数の割合	計画	78%	B	81%	-	84%	-
			実績	74.8%		-	-	-	
	(3)-④ 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 <再掲>	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	計画	41%	A	43%	-	45%	-
			実績	56%		-	-	-	

(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

第8期介護保険事業計画の令和3年度の実施状況

- 令和3年度は、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護については達成、その他の種別については未達成となった。
- 未達成の主な要因としては、公募の申込みが計画数に達しなかったことや、事業者から事業計画の取下げがあったためである。

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度 実施状況
	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	
介護医療院	314人	245人	514人	—	714人	—	未達成
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	8,450人	8,429人	8,850人	—	9,250人	—	未達成
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	66か所	69か所	71か所	—	76か所	—	達成
	1,321人	1,375人	1,411人	—	1,501人	—	
地域密着型特定施設入居者生活介護	2か所	1か所	3か所	—	4か所	—	未達成
	58人	29人	87人	—	116人	—	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7か所	5か所	9か所	—	11か所	—	未達成
	198人	140人	256人	—	314人	—	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9か所	9か所	10か所	—	10か所	—	達成
(介護予防) 認知症対応型通所介護	16か所	14か所	18か所	—	20か所	—	未達成
看護小規模多機能型居宅介護	4か所	4か所	5か所	—	6か所	—	達成
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	17か所	16か所	19か所	—	21か所	—	未達成

令和3年度の振り返り

基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

予定通り実施できなかった主な事業

- 介護予防に関する教室や講座の実施(ますます元気教室、健口教室、すこやか運動教室など)

予定通り実施した主な事業

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

取組の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防活動の実施形態の変化が見込まれる。
 - 高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といったフレイル状態になりやすい。
- ⇒ **引き続き、新しい形での介護予防活動について検討を進め、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していく必要がある。**

令和3年度の振り返り

基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

予定通り実施できなかった主な事業

- 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援(シルバーポイント(長寿応援ポイント)、アクティブチケット)
- 高齢者によるボランティア活動の支援(シルバーポイント(いきいきボランティアポイント))

予定通り実施した主な事業

- セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営
- シニアユニバーシティの運営等
- 東楽園の再整備

取組の方向性

- 高齢者の活躍の場において、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていたイベントが中止となり、イベント会場での事業PR活動ができなかった。

⇒ セカンドライフ支援センター、シルバーポイント(長寿応援ポイント、いきいきボランティアポイント)、アクティブチケットについて、事業PRの方法として、SNSの活用を検討する。

令和3年度の振り返り

基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

予定通り実施できなかった主な事業

- 認知症に対する正しい理解の普及（認知症サポーターの養成）
- 【再掲】高齢者によるボランティア活動の支援（シルバーポイント（いきいきボランティアポイント））

予定通り実施した主な事業

- 地域包括支援センターの機能強化等
- 見守り活動の推進

取組の方向性

- 認知症サポーター養成講座や各種研修の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、通常の対面方式だけでなく、オンライン方式も組み合わせることで、安定的に開催できる環境づくりを目指す。

⇒ 幅広い世代や様々な団体にアプローチし、認知症の理解を深めるための取組を更に拡充する。

総括

—令和4年度以降において引き続き取り組むべき施策

自助

- フレイル状態など生活機能の低下や要支援状態における重度化を防止するための介護予防の推進
- 高齢者が自分らしく活躍できる場を確保し、その活力を地域社会へと還元する取組の促進

互助

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための生活支援体制の整備や、地域の支え合い活動への意識の醸成

共助・公助

- 高齢者が地域で安心して暮らすための居住環境や介護サービスの充実による、生活基盤の整備

＜参考資料＞

さいたま市 第8期
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概 要



計画の基本方針と参考成果指標

- 基本方針に「生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を設定。
- 基本方針の実現状況をより分かりやすく示すため、新たに9つの参考成果指標を設定。

■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

■9つの参考成果指標

- ① 主観的幸福度
- ② 社会参加状況
- ③ 主観的健康度
- ④ 介護認定率
- ⑤ 健康寿命
- ⑥ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
- ⑦ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
- ⑧ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合
- ⑨ 市民の就業率

計画の施策体系

- 一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として新たに設定。
- 基本目標の下、第7期から引き続き、7つの基本分野と3つの重点施策を推進。全100事業を実施。

基本目標1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

「自助」の観点

基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ★介護予防・重度化防止の推進

基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ★セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

★は第7期から継続する重点施策

基本目標2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ★地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

「認知症施策推進計画」
「成年後見利用促進計画」として一体的に策定

基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

基本分野6 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

基本分野7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

施策の推進に際しては、

コロナ禍における福祉活動の現状と課題を踏まえ、

- ①不安解消のための正確で分かりやすい情報の収集・提供、
- ②これまでのつながりの手段や活動の手段の「置き換え」の促進、

- ③元気な高齢者と要支援・要介護者の両者をケアしていくことなど、

必要な取組を併せて進めます。

(第4回計画検討会での御意見を反映)

基本目標1（自助） 主な事業 （全25事業）

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、
高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します。

◆基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます（全10事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の実施 健(検)診の実施 	4
(2)【重点施策】 介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 介護予防に関する教室や講座の実施 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 地域リハビリテーション活動の支援 短期集中予防サービスモデル事業の実施 	6

◆基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します（全15事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)【重点施策】 セカンドライフの充実	<ul style="list-style-type: none"> セカンドライフ支援センター(リ・とらいふ)の運営 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援 高齢者によるボランティア活動の支援 地域におけるボランティア研修講座の開催 シニアユニバーシティの運営等生涯学習機会の提供 シルバー人材センターを通じた就業の促進 	11
(2)高齢者の交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の集いの場に対する支援 高齢者のスポーツ・文化活動の活性化 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営 	4

基本目標2(互助) 主な事業 (全31事業)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、
様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します。

◆基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します (全27事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)【重点施策】 地域の支え合いによる生活支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター(シニアサポートセンター)の機能強化等 地域ケア会議の開催 地域の担い手の養成 住民主体による生活支援モデル事業の実施 生活を支える移動手段の充実 	7
(2)多様な主体による生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 高齢者によるボランティア活動の支援<再掲> 	7
(3)ひとり暮らし高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り 	3
(4)総合的な認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する正しい理解の普及 	4
(5)権利擁護・虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止、早期発見、対応の推進 	4
(6)介護者(ケアラー)への支援	<ul style="list-style-type: none"> 介護者が集い、相談できる場の確保 家族介護者の周知及び支援体制の充実 	2

◆基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します (全4事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1)長寿の慶祝	<ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金の支給 	4

基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、
居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

◆基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します (全18事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)高齢者向け施設・住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームの指導・監督 	6
(2)高齢者の居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための住宅改修に対する支援 	3
(3)高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の実施 生活を支える移動手段の充実<再掲> 道路・交通におけるバリアフリー化の推進 高齢者の交通事故の減少 災害時における高齢者の安全確保 高齢者家庭防火訪問の実施 緊急時安心キットの広報 	9

◆基本分野7 医療と介護の連携を強化します (全5事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1)在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者への研修の実施 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備<再掲> 	5

基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、

居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

◆基本分野6 介護サービスの充実を図ります (全26事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護医療院への転換 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)への転換 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の整備 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備 	8
(2)地域密着型サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス運営委員会の開催 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 認知症対応型通所介護の整備 小規模多機能型居宅介護の整備 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備 	7
(3)介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護業界のイメージアップに向けた普及啓発 処遇改善加算取得の促進 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成<再掲> 地域の担い手の養成<再掲> 	5
(4)介護サービスの適正化と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付の適正化推進 サービス事業者への指導監査の実施 	2
(5)介護サービスの補完	<ul style="list-style-type: none"> 重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援 	4

主な施設サービスの整備計画

施設種類	令和2年度末累計 (見込み)	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	第8期 計画計
1 介護保険施設					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917人	—	—	—	0人
介護老人保健施設	3,098人	—	—	—	0人
介護医療院 ※1	114人	200人	200人	200人	600人
介護療養型医療施設	142人	—	—	—	0人
2 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8か所	1か所	1か所	—	2か所
地域密着型通所介護	98か所	—	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	14か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	15か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,231人	90人	90人	90人	270人
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人	29人	29人	29人	87人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	140人	58人	58人	58人	174人
看護小規模多機能型居宅介護	3か所	1か所	1か所	1か所	3か所
3 高齢者施設					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	—	—	—	0人
特定施設入居者生活介護(混合型) ※2 (有料老人ホーム等)	8,050人	400人	400人	400人	1,200人

※1 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設からの転換に限ります。

※2 新設による整備は行いません。令和3年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅(住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅)からの転換に限ります。

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

資料2

さいたま市 第9期
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
の策定概要について

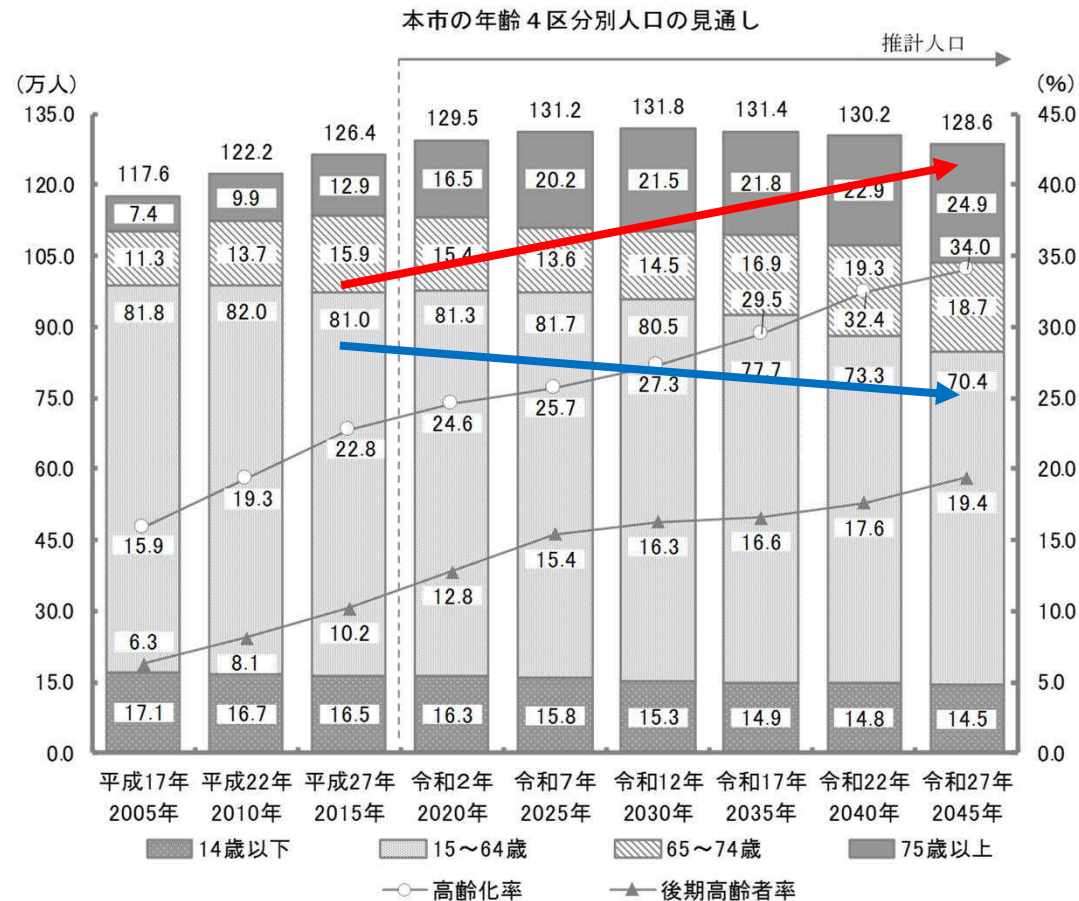
保健福祉局 長寿応援部
高齢福祉課
いきいき長寿推進課
介護保険課

構成

- 本市の年齢4区分別人口の見通し
 - 本市の前期高齢者・後期高齢者数の見通し
 - 次期将来推計人口の公表時期
 - 高齢者人口（状態像別）の推移
 - 第8期計画の要支援・要介護認定者数と認定率の見込み
 - 本市の単身高齢者世帯数
-
- 2025年、その先の2040年を見据えた対応
 - 現役世代の人口急減に対応した政策課題
-
- 第8期計画の基本方針と参考成果指標
 - 第8期計画の施策体系
 - 第9期計画策定の基本的な考え方
 - 第9期計画策定に向けた主な論点

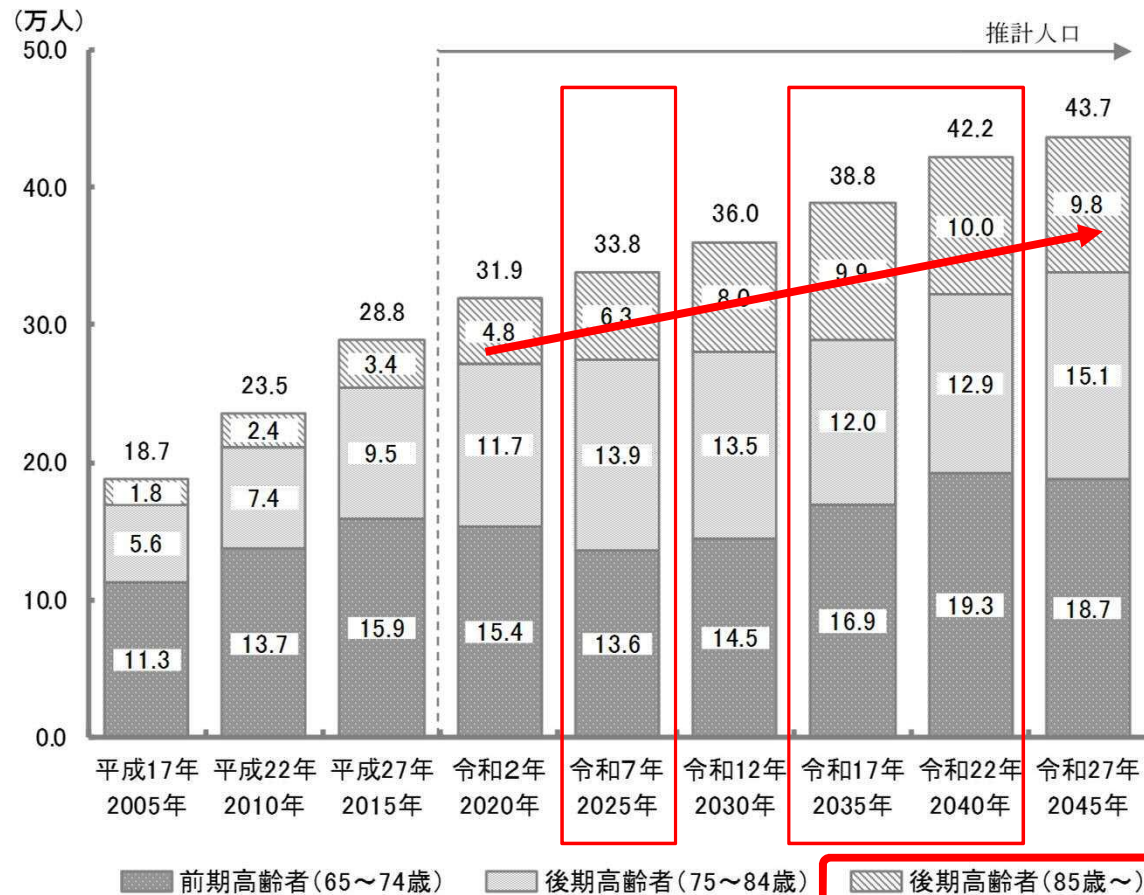
本市の年齢4区分別人口の見通し

- 本市の**老年人口(65歳以上)**は、令和27(2045)年まで増え続ける見通し。
- 一方、**生産年齢人口(15~64歳)**は、平成27(2015)年の約81万人から、令和27(2045)年には約70万人まで減少し、年少人口(14歳以下)も減少し続ける見通し。



本市の前期高齢者・後期高齢者数の見通し

- 「団塊の世代」が全て、75歳以上となる令和7(2025)年には、市民の約4人に1人が高齢者。
- 「団塊の世代」が全て、介護ニーズが高い85歳以上となる令和17(2035)年は、介護人材が確保できなければ介護難民・介護離職が深刻化する恐れ。
- 「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民の約3人に1人が高齢者となり、介護ニーズが高い85歳以上の後期高齢者は、約10万人(令和2(2020)年比約2倍)に増加。



資料 平成27年(2015)年までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。
 令和2(2020)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。
 ※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

次期将来推計人口の公表時期

次期将来推計人口にむけた議論の進め方について(案)

第20回社会保障審議会人口部会

令和3年6月25日

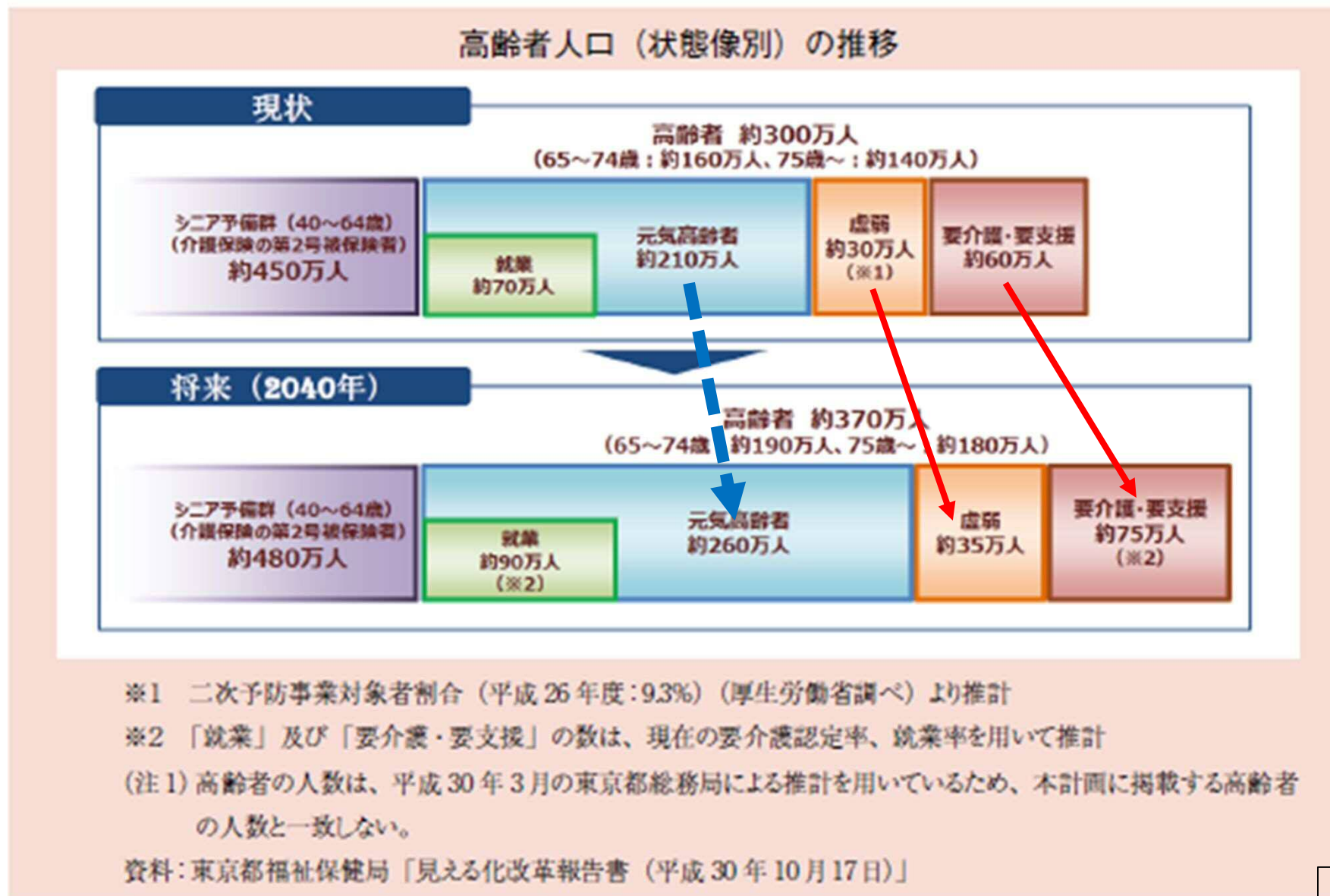
資料2

- 令和2年に実施された国勢調査(5年に1度)の人口等基本集計結果が本年11月に公表される予定である。これを踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所が行う次期将来推計人口の考え方や推計前提について検証・検討を行うことを目的として人口部会を開催する。
- これまでと同様のスケジュールによれば、本年夏頃から議論を開始し、来年の春頃までには推計結果を取りまとめることとなるが、今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い「2020年国民生活基礎調査」が中止となり、同時に実施される予定であった「出生動向基本調査(※)」の実施が1年延期されている(今年6月から実施中)。(※)将来推計人口の基礎データとして使用

- このため、次期将来推計人口の推計作業は、早くても通常より概ね1年遅れとならざるを得ないと考えられる。人口部会における議論もこうしたスケジュールを念頭に、出生動向基本調査の集計状況も踏まえながら、来年夏頃より、次期将来推計人口の考え方や推計前提についての議論を順次進めていくこととしたい。

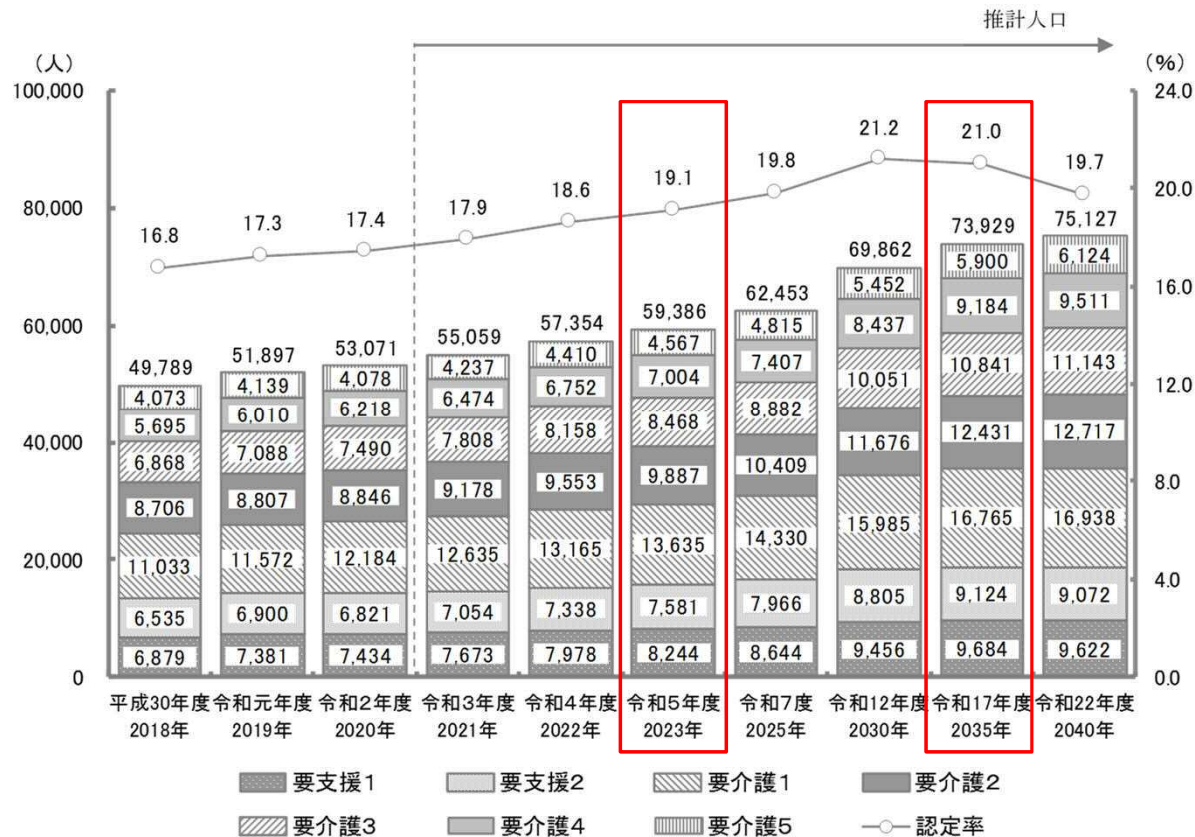
	2020年	2021年	2022年	2023年
これまでと同様のスケジュール	出生動向基本調査 ■ 実施(6月) -----> ■ 公表(秋頃)			
	人口部会	■ 開始(夏頃) -----> ■ 公表(春頃まで)		
今回のスケジュール	出生動向基本調査 ■ 実施(6月) -----> ■ 公表(秋頃)			
	人口部会	■ 開催(本日)	■ 再開(夏頃) -----> ■ 公表	

高齢者人口(状態像別)の推移



第8期計画の要支援・要介護認定者数と認定率の見込み

- 第1号被保険者の認定者数は、計画最終年度である令和5(2023)年度に約5.9万人に増加見込み。
- 認定率は概ね年0.5ポイントずつ上昇し、令和5(2023)年度には19.1%程度になる見込み。
- 令和17(2035)年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見込み。



資料: 令和2年度の値は、介護保険事業状況報告(令和2年9月末時点)及びさいたま市ホームページ(令和2年10月1日時点)。

※認定者数の令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30～令和2年の9月末時点の認定者数を基にした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果によります。

※第1号被保険者数の令和3年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成22～令和2年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。

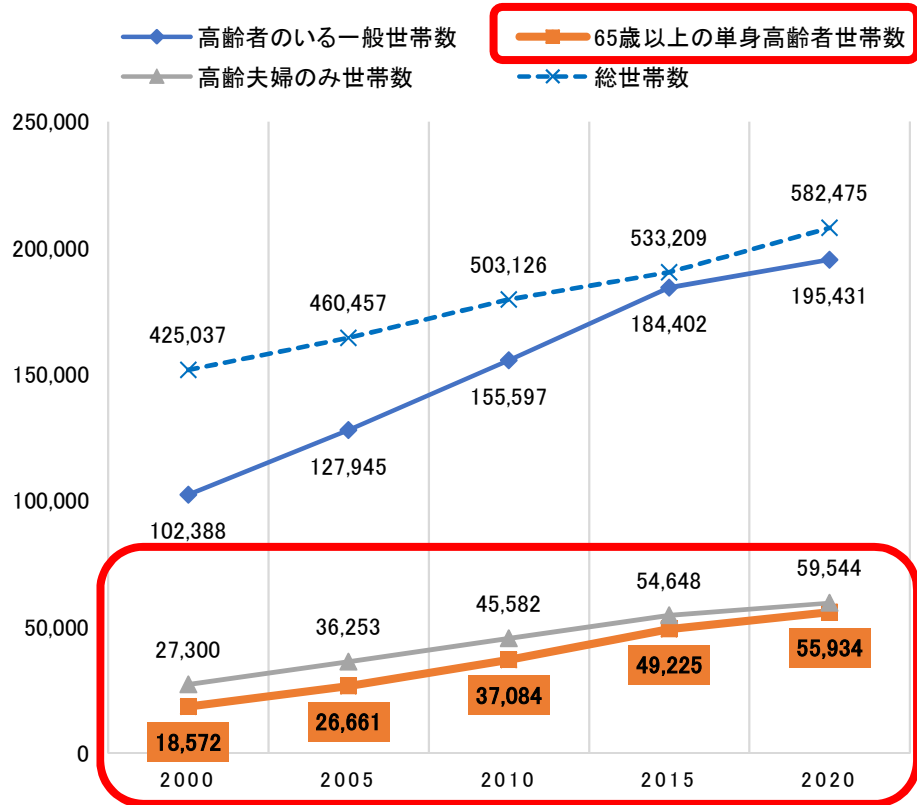
※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。

※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

本市の単身高齢者世帯数

- 本市の単身高齢者世帯数は、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの間に、約3.0倍に増加。
- 増加率は、埼玉県の約3.4倍よりは低いが、全国の約2.2倍よりも高い状況。

さいたま市



(資料)国勢調査(総務省)

埼玉県

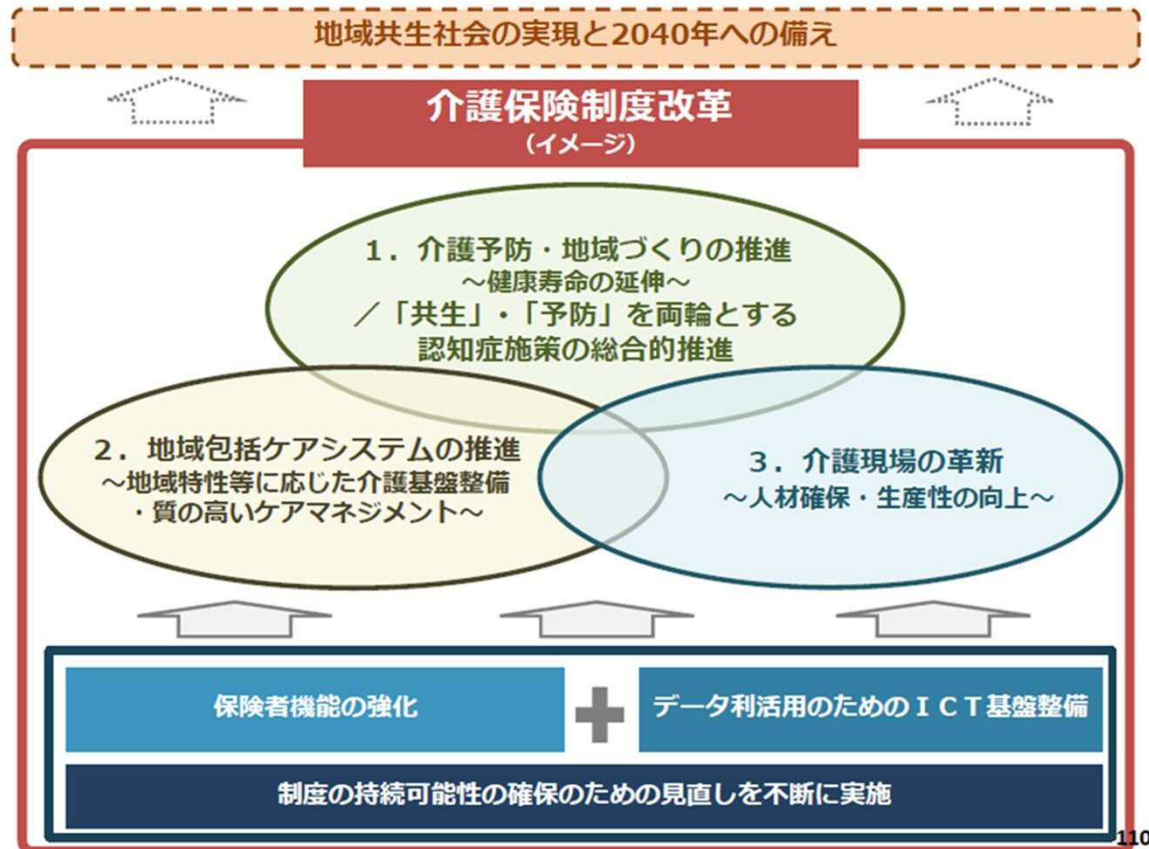


全国



2025年、その先の2040年を見据えた対応

- 地域包括ケアシステムと介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくりを進め、増大、多様化する医療、介護、生活支援に対する高齢者のニーズにしっかりと応えていく必要がある。
- 「人生100年時代」、「生涯現役社会」を見据えて、退職後や子育てを終えた方々の「セカンドライフ」を、活力ある地域づくりに結び付けていく必要がある。



(資料)「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)

現役世代の人口急減に対応した政策課題

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

令和元年5月29日
2040年を展望した社会保障・
働き方改革本部 配付資料

- 2040年を展望すると、**高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。**
→「**総就業者数の増加**」とともに、「**より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現**」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
**①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保**
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、**農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。**

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に

- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
・疾病予防・重症化予防
・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**

- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、
データヘルス改革
・タスクシフティングを担う人材の育成、
シニア人材の活用推進
・組織マネジメント改革
・経営の大規模化・協働化

《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

第8期計画の基本方針と参考成果指標

- 基本方針に「生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を設定。
- 基本方針の実現状況をより分かりやすく示すため、新たに9つの参考成果指標を設定。

■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

■9つの参考成果指標

- ① 主観的幸福度
- ② 社会参加状況
- ③ 主観的健康度
- ④ 介護認定率
- ⑤ 健康寿命
- ⑥ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
- ⑦ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
- ⑧ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合
- ⑨ 市民の就業率

第8期計画の施策体系

- 一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として新たに設定。
- 基本目標の下、第7期から引き続き、7つの基本分野と3つの重点施策を推進。全100事業を実施。

基本目標1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

「自助」の観点

基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ★介護予防・重度化防止の推進

基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ★セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

★は第7期から継続する重点施策

基本目標2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ★地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

「認知症施策推進計画」
「成年後見利用促進計画」として一体的に策定

基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

基本目標3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

基本分野6 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

基本分野7 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

施策の推進に際しては、
コロナ禍における福祉活動の現状と課題を踏まえ、

- ①不安解消のための正確で分かりやすい情報の収集・提供、
- ②これまでのつながりの手段や活動の手段の「置き換え」の促進、
- ③元気な高齢者と要支援・要介護者の両者をケアしていくことなど、

必要な取組を併せて進めます。

(第4回計画検討会での御意見を反映)

第9期計画策定の基本的な考え方

高齢者を取り巻く状況・政策動向

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、後期高齢者の割合が急増。
- さらに「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面する見込み。
- 高齢者の割合が急増する一方、現役世代の人口が急減していく見込み。
- 認知症高齢者の数は、令和7年には国全体で約700万人（高齢者の約5人に1人）に達する見込み。国は令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定。
- 認知症高齢者など、日常的な金銭管理などに支障がある方たちを支える手段として、成年後見制度の重要度が増加。平成28年に「成年後見利用促進法」が施行、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。
- 多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症による高齢者の生活リスクの高まりに対して備える必要がある。

計画策定の基本的な考え方

- 健康の維持と介護予防の推進、高齢者が活躍できる場を確保することで、健康寿命の延伸を図る。
- 介護状態の重度化を抑制するとともに、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進。
- シニア人材の活用を推進することで、介護人材と地域の担い手を確保し、高齢者を含めた様々な世代で高齢者を支え続けることができる地域づくりを推進。
- 大綱に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「認知症施策推進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 国の動向に対応し「成年後見利用促進計画」を本計画と一体的に策定し取組を推進。
- 高齢者の生活リスクの高まりに対して、具体的な取組を定めて備えを充実。

第9期計画策定に向けた主な論点

- シニア人材の活用推進、介護人材と地域の担い手の確保
- 高齢者を含めた様々な世代で高齢者を支え続ける地域づくり
- ICTを活用したスマートなシニアライフの推進
- 団塊ジュニア世代に対する予防啓発
- 2025年における地域包括ケアシステムの振り返り

令和4年7月27日	参考資料
令和4年度第1回	
さいたま市社会福祉審議会	
高齢者福祉専門分科会	

○さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

平成15年3月14日

条例第12号

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第8条 委員長（専門分科会長）は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第9条 法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、児童虐待検証専門分科会及び特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を置く。

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(準用)

第11条 第8条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあつては専門分科会長、審査部会にあつては審査部会長」と読み替えるものとする。